

島根原子力発電所 2号炉 審査資料	
資料番号	EP-024改 06(回 2)
提出年月日	令和 2年 9月 30日

令和 2年 9月
中国電力株式会社

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第24条（安全保護回路））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	平成27年2月16日	ソフトウェア変更作業時の管理体制（電力立会いの有無など）を説明すること。	-	対象外（安全保護回路においてソフトウェアの変更作業を行わないため）
2	平成27年2月16日	インターフェイス部の物理的・電気的分離の目的（何を未然に防止しようとしているのか）について説明すること。	第192回ヒアリング（平成31年1月24日）にて回答済み	安全保護回路とインターフェース部（計測制御系）について、物理的分離として電源、検出器、ケーブルルート及び格納容器を貫通する計装配管を原則として分離する設計とする。 また、電気的分離として、アイソレータや補助リレー等の隔離装置を用いて、電気的に分離（計測制御系で短絡等の故障が生じて安全保護回路に影響を与えない）を行っている。 (EP-024改02 P.24条-8,9)
3	平成27年8月26日	自動減圧系と代替自動減圧系のロジック回路出力側からSRVアクチュエータまでの信号回路についても分離部分と共用部分が判るよう説明すること。	第192回ヒアリング（平成31年1月24日）にて回答済み	検出器からの入力信号については、原子炉水位低（レベル1）を共用しているが、SRVアクチュエータまでの信号回路は分離している。 (EP-024改02 P.24条-別紙2-16～18)
4	平成31年1月24日	MSIV閉インターロックを9条と位置付ける考え方（耐震クラス変更とり止めに踏まえたメリット）を説明すること。	第194回ヒアリング（平成31年1月30日）にて回答済み	耐震クラス変更取り止めに踏まえて検討した結果、MSIV閉インターロックの追加を取りやめることとした。